



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月5日(金) 第10163号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
<b>公 告</b>	
○都市計画事業の認可(道路整備課)	7
○開発工事の完了(建築課)	7

■ 規 則

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第一号

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築士法施行細則(昭和五十年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十八号を次のように改める。





別紙

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があった所属建築士

フリガナ 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合は、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日、及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名						

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合は、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日、及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名						

備考1 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入して下さい。

この規則は、令和六年一月九日から施行する。

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、令和5年12月28日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（令和5年関東地方整備局告示第242号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月5日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画道路事業 3・3・3号青柳広内線及び3・4・14号館林邑楽線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 館林市苗木町苗木西、近藤町字大塚、字小袋、字南小袋、字障子、字堀切及び字三本松、富士原町字三本松並びに大谷町二本松及び字小蓋前地内
  - (2) 使用の部分 館林市近藤町字小袋地内
- 5 事業施行期間 令和5年12月28日から令和13年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年1月5日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字除川字北1117-1	館林市広内町5番59号メゾン広内-101 茂木貴則

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111